

保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用について

1 制度概要

法律上の婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、保育料が高くなる場合があります。

そこで、婚姻歴の有無によって、保育料に格差が生じないように、婚姻歴のないひとり親家庭に対して、税法上の寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして保育料を算定します。

2 対象者

所得を計算する対象となる年の12月31日現在及び申請日現在において、次の（1）又は（2）に該当する方

（1）婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない母であり、扶養親族又は生計を一にする子がいる。

（2）婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下である。

※この場合の子は、総所得金額等が38万以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。

3 申請窓口

鈴鹿市子ども政策部子ども育成課（鈴鹿市役所本館11階116番窓口）

※寡婦（夫）控除のみなし適用を希望される方は、お問い合わせください。

4 注意事項

（1）対象となる施設は、子ども子育て支援新制度に移行している特定教育・保育施設のみです。

（2）生活保護を受給している方、非課税の方及び税法上の寡婦（夫）控除を受けている方は対象外です。

（3）保育料が減額とならない場合もあります。

（4）申請のあった翌月からの適用となります。

（5）税額そのものは変更になりません。